

県北広域振興局長告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月3日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市長内町第10地割33番5	36.00	6.00	平成29年1月19日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。